２０１７年３月２７日

死亡保険金が増加するしくみを備えた保険

「３増法師Ⅲ」を販売開始！

明治安田生命保険相互会社（執行役社長　根岸 秋男）は、２０１７年４月３日から、一時払終身保険**「３増法師Ⅲ」＜５年ごと利差配当付利率変動型一時払逓増終身保険（２０１６）＞**の販売を、提携金融機関において開始します。

「３増法師Ⅲ」は、死亡保険金が増加するしくみを備え、大切な資産を「ふやしてのこす」利率変動タイプの一時払終身保険です。

「３増法師Ⅲ」の主な特徴

１．死亡保険金が毎年増加します

ご契約後１０年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。

死亡保険金が増加する割合（逓増率）は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。

２．１０年後も死亡保険金が増加します

ご契約から１０年後にも、死亡保険金が増加します。

１０年後の死亡保険金は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。

３．さらに死亡保険金の増加が期待できます

予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合、さらに死亡保険金が増加します。

「３増法師Ⅲ」の概要

（１）しくみ

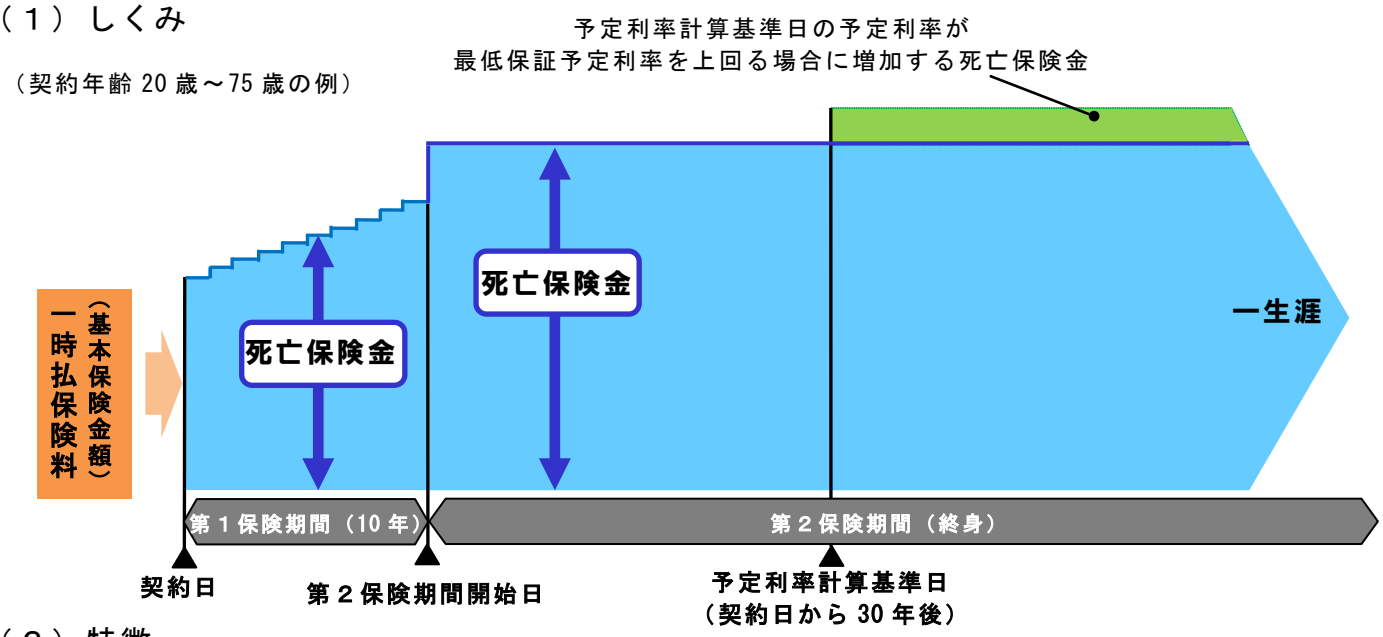

（２）特徴

・ご契約後 10 年間は、毎年一定の割合で死亡保険金が増加します。
・ご契約から 10 年後にも、死亡保険金が増加します。
・死亡保険金が増加する割合（逓増率）およびご契約から 10 年後の死亡保険金は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。
・予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合、さらに死亡保険金が増加します。
・簡易な告知（健康に関する告知２項目）でお申込みいただけます。

（３）保障内容

種　類	支払事由	給付金額
死亡保険金	被保険者が第１保険期間中に死亡したとき	基本保険金額＋ 基本保険金額×逓増率＊１×経過年数
	被保険者が第２保険期間中に死亡したとき	基本保険金額に基づき計算される死亡保険金額＊２

＊１　「逓増率」は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まります。

＊２　「基本保険金額に基づき計算される死亡保険金額」は、契約日の予定利率、被保険者の年齢および性別に応じて決まり、予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合に死亡保険金が増加します。

（４）主な取扱い

契約年齢（被保険者）範囲	20 歳～85 歳（満年齢）＊３
基本保険金額 （一時払保険料）	契約年齢 20 歳～59 歳：300 万円～１億円（10 万円単位） 契約年齢 60 歳～85 歳：300 万円～２億円（10 万円単位）
告　知	簡易告知（健康に関する告知２項目）
クーリング・オフ	クーリング・オフ制度の対象です

＊３市場金利情勢によっては、お取扱いしない年齢・性別があります。

（５）死亡保険金のお支払い例

（60 歳男性、基本保険金額（一時払保険料）1,000 万円、契約日の予定利率 0.5%の例）

【第１保険期間】　（単位：万円）

保険年度	１年	２年	３年	４年	５年	６年	７年	８年	９年	10 年
死亡保険金額	1,000	1,002	1,004	1,006	1,009	1,011	1,013	1,016	1,018	1,020

【第２保険期間開始日】

死亡保険金額	1,061 万円

（※）死亡保険金額は万円未満を切捨て表示しています。

■本リリースにおける用語のご説明

基本保険金額	死亡保険金を支払う場合の基準となる金額で、一時払保険料と同額になります。
第１保険期間	契約日から起算した 10 年間をいいます。
第２保険期間	第１保険期間満了日の翌日から終身をいい、その始期日を第２保険期間開始日といいます。
予定利率	毎月１日に当社が設定します。契約日および予定利率計算基準日における予定利率を、次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。 （※）一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
予定利率計算基準日	契約日から 30 年ごと(契約年齢 20 歳～75 歳)、20 年ごと(契約年齢 76 歳～85 歳)の年単位の契約応当日をいいます。
保険年度	契約日または各年単位の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの１年ごとの期間をいいます。

このニュースリリースは保険募集を目的としたものではありません。詳細につきましては「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）兼 商品パンフレット」等をご覧ください。

以　上